

平成22年第1回臨時会議事日程 (第1号)

平成22年1月22日(金曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
報第1号 委員長報告
日程第4 議第131号 平成21年度下呂市一般会計補正予算撤回の件
日程第5 議第1号 竹原財産区有財産の譲与について
日程第6 議第2号 上原財産区有財産の譲与について
日程第7 議第3号 中原財産区有財産の譲与について

出席議員(19名)

議長	木 一 良 政	1 番	今 井 政 嘉
2 番	山 川 博 己	3 番	日 下 部 俊 雄
5 番	伊 藤 嚴 悟	6 番	松 井 旬 子
7 番	一 木 良 一	8 番	奥 田 重 後
9 番	服 部 秀 洋	10 番	吾 郷 孝 枝
11 番	二 村 金 吾	13 番	中 島 達 也
14 番	熊 崎 兼 治	16 番	中 野 憲 太 郎
17 番	田 口 幸 雄	18 番	山 下 一 彦
19 番	二 村 勝 己	20 番	大 前 武 憲
21 番	宮 川 茂 治		

欠席議員(2名)

4 番	中 島 博 隆	12 番	中 島 新 吾
-----	---------	------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野 村 誠	副市長	金 山 鎮 雄
教育長	長谷川 藤 三	総務部長	今 井 能 和
企画部長	早 兼 高 美	市民部長	今 井 隆 夫
健康福祉部長	熊 崎 武 司	農林部長	田 口 守 彦
観光商工部長	曾 我 満 利	建設部長	杉 山 裕
上下水道部長	今 井 弘 司	環境部長	栃 井 利 夫
教育総務課長	池 戸 昇	消防総務課長	熊 崎 明 博
金山病院		萩原振興	
事務局長	蒲 宜 久	事務所長	青 木 進 一

下呂振興

事務所長

細 江 義 和

馬瀬振興

事務所長

川 口 太 三

金山振興

事務所長

中 島 俊 則

総務部理事兼

小坂振興事務所長

事務取扱

阪 本 敏 男

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長

村 山 鏡 子

書記

二 村 勝 浩

書記

松 田 健 司

午前 10 時 00 分 開会

◎開会及び開議の宣告

○議長（木一良政君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 19 名で定足数に達しております。なお、本日 4 番 中島博隆議員、12 番 中島新吾議員より欠席届が出ておりますので、御了承願います。よって、平成 22 年第 1 回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日は、教育部長にかわり教育総務課長が、消防長にかわり消防総務課長が代理出席であります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（木一良政君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、1 番 今井政嘉君、2 番 山川博己君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（木一良政君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（木一良政君）

日程第 3、諸般の報告について。

報第 1 号 委員長報告を行います。

閉会中において行政視察が行われていますので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 二村金吾君。

○教育民生常任委員長（二村金吾君）

おはようございます。

教育民生常任委員会で管外視察を行いましたので、その報告をさせていただきます。

先般 19 日、20 日の 2 日間、黒部市民病院と富山市ダイケアハウス 3 ヶ所の施設の視察を行いました。

黒部市民病院は、自治体病院としては経営運営に着目することがあり、これからの下呂市において参考になればということで、研修をしてきました。黒部市は人口が約 4 万 3,000 人ですが、周辺人口が約 13 万人と比較にならないところもありますが、泌尿器の医師の引き揚げ等、医師・看護師不足はここでも深刻な現実があるとのことでした。これに対しましては、地元金沢大学等、あるいは自治医大等への懸命な働きかけを行っているとのことでした。勤務医・研修医に対しては、宿舍の提供、家賃の負担等、

住環境の努力をしているとのことでした。また、医師、あるいは看護師の海外研修制度を設け、充実を図っているということで、ソフト、ハードとも参考にすべきところがありました。さらに、この病院には太陽の会という病院ボランティアの組織があり、病院職員とともに市民に信頼される病院づくりに貢献することを目的として、さまざまな活動をされておられました。

2日目の富山市では、富山型デイサービスの現場を3カ所視察してきました。富山型デイサービスとは、赤ちゃんからお年寄り、障害の有無にかかわらず、だれでも一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる介護のことだそうです。1カ所は、こうしたNPO法人を最初に立ち上げられ、1カ所は介護保険が始まる以前に看護婦さん3人で自費で施設をつくられ、1カ所は自宅を改造して運営を始められたということでした。多くの困難を乗り越えられ、そのバイタリティーと情熱と志の高さに感銘を受け、スタッフも若く、明るさが強く印象に残りました。どの方法が福祉として生かされているのか、本当の福祉とは何だろうという疑問を持つことから始まると言われました。この教訓が下呂市の福祉行政の参考になればと、委員一同の感想でした。

以上、報告を終わります。

○議長（木一良政君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これにて諸般の報告を終わります。

◎議第131号 平成21年度下呂市一般会計補正予算撤回の件について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

日程第4、議第131号 平成21年度下呂市一般会計補正予算撤回の件を議題といたします。

議第131号 平成21年度下呂市一般会計補正予算は、平成21年第8回臨時会で上程され、第8回臨時会、第9回定例会で継続審査となり、予算特別委員会に付託となっていたものでありますが、お手元に配付いたしております議案の撤回請求書が出されております。

本件について、撤回理由の説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

議案撤回請求書の説明をいたします。

平成21年11月27日に提出した議案は、次の理由により撤回したいので、会議規則第19条の規定により請求いたします。

記、件名、議第131号 平成21年度下呂市一般会計補正予算（第7号）について。取り下げ理由、債務負担行為の追加補正をお願いしました環境衛生施設整備事業に伴う施設整備基本設計業務委託料及び生活環境影響調査業務委託料について、業務の着手が見込めなくなったためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥田重後君。

○8番 (奥田重後君)

私は、今回の議第131号の平成21年度の下呂市一般会計の補正予算についてちょっと質問をいたしますが、特にこのごみ処理施設建設については、下呂市の重要な課題の一つであり、当然下呂市、近年財源が非常に厳しいということで、有利な合併特例債の有効活用というものが絶対必要だということは思っております。そういう面で、この議案の中で、一般会計の補正予算が特別委員会へ付託をされまして、その中でいろんな論議の中で、この合併特例債の問題が論議をされてきたんですが、私は今回下呂市の場合、合併と同時に、16年から25年でこの合併特例債は切れるということは当然わかっておったし、当然これを使用していかなければいけないということは思っておりまして、今の施設の建設等に反対した覚えはないわけですけれども、この説明の中で、議会でもあったし、候補地の地元説明会の中で合併特例債のタイムリミットというのを非常に強調されて説明をされておりました。

そこで、ちょっと市長さんに質問をするわけですが、現在、3回も継続審議になったということで、昨年12月18日に市長のあいさつの中で、撤回ということで断念されたということになるんですが、今後まだ4年間あるわけですね、合併特例債が切れるまで。この合併特例債を、非常に重要な問題ですから私確認しておきたいんですが、事業の完了は平成25年度までに完全に終了しなければ、この合併特例債は一円も使えないのか。それから、またことしからスタートした、22年、25年、まだ合併特例債の活用というのは可能なわけなんですけど、このまま合併特例債はあきらめて、ほかの廃棄物の事業債の方でやっていかれるのか。例えば1年ずれた場合に、まだ4年あるもんですから、平成26年度にずれ込む場合もあるわけですが、私はその4年間は合併特例債が使えるんじゃないかということをやちょっと確認しておきたいんですが、全くゼロになってしまうのか、その辺について質問をしたいと思います。

○議長 (木一良政君)

市長。

○市長 (野村 誠君)

今御質問の合併特例債のことですが、私ども従来、竹原・筑後地区での説明と、また議会の皆さんにも、タイムスケジュールからして25年度までの完成を目指していきたいと申し上げてまいりました。また、おっしゃいましたように合併特例債、平成16年から平成25年度までということになってございまして、初めから繰り越して26年度にずれ込む事業計画を立てて合併特例債の提供ができるかどうか、これはできないというふうに理解しておりますし、今後どうしても3万8,000市民の皆様方の日常生活、また産業活動にとって一日も欠かすことのできない施設でございますので、今後新しい場所から始めていかなければならないということでございます。ただ、この期間の中で合併特例債を利用して建設できるかどうかということは、今後の場所等がまだ決まっておらないわけでございますので、この期間内に合併特例債を利用するということは非常に難しいことではないかと考えております。

[挙手する者あり]

○議長 (木一良政君)

8番 奥田重後君。

○8番 (奥田重後君)

当然、当初から26年度に食い込むという計画はだめだと思うんですが、まだ12月の時点では継続審

議なんです。継続審議ということはまだ生きておるわけですから、やっぱりいろいろ説明をして、例えば極端なことで、一つずれ込んでいってどうなるかという、そこまでまだ煮詰まっておらなんだわけなんで、市長のお言葉で簡単に白紙撤回ということになったものですから、今の1ヵ所の地区に絞られたところは、これはもうスタートからやり直しですから、また新しい土地を慎重に見ていかんならんと、これは当然なんです。ですけど、この合併特例債というのは、初めからどうかというような計画は大事なんですけれども、例えば極端なことを言えば、10年かかるような事業は特例債を使えないということになるような感じを受けるんですけど、私は一般論から言って、まだ4年あるわけですね、22年から25年度まで。ですから、これを継続していくんだったら、4年間は合併特例債でいって、越したものについては一般廃棄物企業債でいけるといって、確実に私も調べたわけじゃないんですけど、その辺がどうも聞いておりますと、臨時議会するときでも、きょう採決してもらえなゼロになってしまうとかというような説明が先走ったというようなことで、私はどうもその辺が疑問だったものですからこの質問をしました。

それから、必要額を、市政だよりの中で号外を出されたわけなんですけど、その中でも、合併特例債が利用できなくなったので市民の負担が12億ふえた。1人当たりが3万1,600円。これは、単純にこの12億を3万8,000で割ればなるんですけど、この計算も根拠がどこにあったかと。これ、1年でぼんと割ればこういう金額ですけども、当然合併特例債、15年、20年の返済期間があるものですから、それで割っていけば、1人当たりは約100円ぐらいで済んでいくわけですね。負担は、当然単純計算で1年で割ればこういうことになる。こういうことによって、市民が非常に混乱をしておるわけですね。だから、議会へ投げつけておいて、議会が協力をしてくれなんだで、はいしませんよというような感じを受けて、非常に私たちにも意見もありましたし、市民を混乱させるような財政の厳しいときに、3万円以上の負担をかけるというふうにとられておるわけです。ですから、確実な本当の資料が私たちも欲しいわけです。合併特例債が本当に使えるのか、こういう時点で使っていって、そこでまた26年を超えたときにはこういうものは使えるというようなものが本当に欲しいわけなんですけど、この辺は重要な問題ですので、これで本当に間違いないのか、もう一遍確認をしたいわけです。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

御承知のように合併特例債、平成16年に合併から、先ほど言いましたように10年間ということでございます。当然、新市建設計画に盛り込まれた事業しか適用できないということでもあります。ということで、今のごみ処理につきましても、この10年間のうちに、合併特例債の適用期間に完成しなければならないというふうに考えて進めてまいったわけでございます。号外のこともございましたが、合併特例債の詳細については総務部長から答弁させていただきます。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

合併特例債につきましては、市長が言いましたように、市町村合併の推進のための地方特例措置の中で合併特例債ということで、新市建設計画の中で環境施設の整備を行うということで特例債を充当して事業の推進を図ってきたということで、合併特例債をすべて充当して今回計画することはできないということで、市長は断念されたということでございます。

今後につきましては、まだ全然新しい土地がどこになるかということも決定しておりませんし、それ

がいつになるかということもわかりませんので、その計画ができた段階で有利な財源、合併特例債も含めまして検討をしていく必要があるのではないかというふうには思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

8番 奥田重後君。

○8番（奥田重後君）

私、質問内容がちょっとわからん、議会ができておらんというのか、この事業は、平成25年までに完全に事業が完成をしておらな、スタートからの金がゼロになってしまうかということなんですけど、これは、例えば災害とか事業の事故繰り越しというのは当然あるんですけども、例えば今、下呂の場合は候補地なんかに難航しておって、スタートが22年度から切れなんだということで、それで完成できないということだもんで、本当に全く合併特例債が適用できないということなんですか。その辺をちょっと確認したいんですけど。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

今回の件につきましては、合併特例債を前提に進めてきましたので、そこら辺までの想定はしておりますが、先ほど言いましたように、候補地が決まり次第、合併特例債の適用ができるかということも含めまして検討をしたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

8番 奥田重後君。

○8番（奥田重後君）

答えになっておらんと思う。初めから10年間でやるということは、これは知り切っておるんです。10年間で事業が完了しなければいかん。ただし、今、事情があって継続審議になったということで、いろんな地元の説明もあり、そういうこともあったわけですが、継続になっておったときに、なぜ簡単に合併特例債が使えないからやめたというような感じになったかという、ここの経緯について、私、もう少し合併特例債というものを、担当あたり、総務部か総務省かどうかわからん、そういうところから完全に調べてくれば、まだ4年間は使っていけるような感じを受けるわけです。これはどうなるかわからんんですけど、当然、このままほかってしまうわけじゃないでしょう。新しい土地を開拓していかないかん。もう合併特例債は使えんから、25年まで何にもかからんというわけじゃないんでしょう、執行部は。だから、それをもし1年後に、ことしの12月か来年ごろにまた新しい候補地が開けてきて、合併特例債を使っていこまいかということになった場合に、私は使えると思うんです、この制度。そんなゼロになったからあきらめたといっただけでほかってもらって、高い利息のものを使う必要はないと思う。だから、その辺を間違いないかと言っておるんです。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

竹原の宮地・築後地域につきまして、タイムスケジュール等を御説明してまいりました。その中で、この議第131号を提案してまいりました中で、この1月から環境アセスに入っていないと25年度までに事業を完成できないということで断念をすると申し上げました。この1月から入っていないと、

タイムスケジュールを御説明したと思いますけれども、そういった状況でございます。

今、総務部長が言いましたように、新しいところを見つけていかなければなりません。奥田議員もおっしゃったように、これはどうしても建設しなければならぬ施設でございますので、鋭意、議会の皆様方と相談しながら、そういった候補地等の選定をお願いしていきたいと思っております。そういった中で、合併特例債は平成25年の3月までに完成しなければ適用できないと考えております。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 松井旬子さん。

○6番（松井旬子君）

今の奥田議員の質問に対する答えを聞いていましたけれども、去年はもう絶対に合併特例債が間に合わないの断念と言われたけど、今答弁を聞いておったら、もし新しい候補地ができた場合、合併特例債を適用できるのか考えると言われましたよね。去年は絶対だめだと言ったんですね。絶対だめなものだめなはずやもんで、その辺がちょっと納得できないんですけど。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

何度も申し上げておりますように、新しい土地を求め、予定地を決めて、その事業計画がどうなっていくか、25年度までに完成しなければ適用できないと申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

6番 松井旬子さん。

○6番（松井旬子君）

そうすると、去年の話とえらい違うんやけど、去年は絶対この1ヵ月、12月末までに決定しないと、竹原はそうであって、もう絶対だめということやね。そうやけど、新しい候補地が見つかったら、合併特例債が適用できるかどうか考えるんだったら、去年も継続にして1月に考えてもよかったはずだと思うんです。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

竹原の築後地区においては、タイムスケジュール上、25年度末の完成を目指すんならば、今の1月から環境アセスに入っていっておらなければ間に合わないと申し上げたわけでありまして。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

6番 松井旬子さん。

○6番（松井旬子君）

じゃあ、竹原は1月から入らなきゃ間に合わない。ちょっと話がおかしいんやけれども、じゃあ次の新しい候補地になっても、環境アセスとかやれば絶対間に合わんということやね、そういうことになりますね。竹原は間に合わんけど、ほかは間に合うということはないもんで、その辺のちょっと。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

ですから、新しい予定地がいつ決まるのか、事業計画がどういうふうになっていくのか、不確定のものでしょう。25年度末に完成できるかどうかも現時点でわからないわけです。ただ、竹原地区の場合に説明しましたように、環境アセスから用地の問題、まず用地の問題でしょうね、地権者の問題もございまして、承諾が要るということです。そういった作業を進めて、環境アセスを進めていくのに、同じような時間が要るんでないかということは当然想定されるわけです。ですから、これは新しい予定地が、地権者の了解を得られる、地域の了解を得られることが前提になって事業を進めていけるわけですから、合併特例債の期限までに事業計画を立てて建設ができるか、これは非常に難しいと。先ほど申し上げましたように、タイムスケジュールからいって大変無理なことではないかと。ただ、竹原地区の築後地区については、白紙撤回をしたと。タイムスケジュールからして合併特例債を利用しての建設はできないという判断で断念したということでもあります。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

今のお2人の質疑に関連がありますが、特に奥田議員は、25年度までにすべての事業が完了しないと合併特例債の適用にはならないのかということをお聞きになられたと思うんですけども、そのことについて明快な答弁はいただけていないというふうに私は聞いておりますので、もう一度、私からも改めて伺いをしますけれども、25年度までにすべての事業が完了して、供用開始に踏み切れなければ、合併特例債の適用は一切できないのかどうか。そのことについて、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

先ほどから何回もお答えしておりますが、宮地地区についてはそこら辺まで想定をしておりませんでしたので、今後新しい計画ができた段階で、特例債が中途でも適用できるかどうかは一応また検討していきたいということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

そういうことではなくて、25年度までに事業が完了してしまわないと合併特例債は使えるのか使えないのかどうか。100かゼロになるのかということをお聞きしておるわけでありまして。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

合併特例債は、御承知のように合併に関する関係の法律に基づいて借りられるものですが、それは10年間に事業を終わるということが原則になっておりますので、下呂市の場合は25年度、ですから26年の3月までに事業を終わるのが基本でございます。ですから、それが基本でございますが、例えばやっ

ていて本当に天候が異常で完了しないということで、事故繰り越しをしなければならないというようなことがあれば、そういった起債機関との協議の中で認めていただけるかもしれませんが、基本的には26年の3月までに終わるということと、合併に関する新市建設計画の中に掲げられた事業であるということ、この二つは条件になっているということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

今の副市長の答えは、一部の特別な状況ですね。天候不順とかそういったことがあった場合には、繰り越した場合でも使える可能性があるというふうにお答えをいただきましたけれども、まさにそれはそういうことで、総務省では認めておるようでございます。しゃくし定規に25年度までに終わってしまわないとだめだということはできないというような見解を総務省は持つておるようでございます。一番重要なことは、先ほど奥田議員の質問の趣旨にもあるわけでありまして、25年度までに一つの事業が完了しなくて、引き続き26年度に継続しなきゃならなくなった場合、その場合の合併特例債の適用はどうかという疑問が以前からありまして、これは予算特別委員会の中でもそういう質疑が出たと思っておりますけれども、実はこのことにつきまして総務省へ問い合わせをいたしました。2010年の1月15日でございますが、総務省から御回答をいただいております。

質問の趣旨は、平成22年度から平成25年度まで合併特例債を利用し、26年度以降は別の制度事業で行う場合、22年度から25年度は合併特例債の活用は可能かという問い合わせをいたしました。このことについて、可能ですという回答をいただいております。その場合、25年度までは合併特例債、26年度以降は一般廃棄物処理事業債ということになると思っておりますが、建設や造成などの、どの部分が一般廃棄物処理事業に当たるのかきちんと分けられるようにしておいた方が、繰り上げ償還や耐用年数の計算の際にもよいと思われましていうふうにご具体的にお答えをいただいております。でありますから、事業計画がきちっとできておれば、25年度までに完了した部分については合併特例債の適用ができるという回答をいただいておりますが、この辺のところは執行部の方できちんと把握しておられたんでしょうか。

○議長（木一良政君）

答弁、市長。

○市長（野村 誠君）

今、山川議員のおっしゃいましたことについては、私は把握はしておりません。しかし、先ほどから言っておりますように、竹原地区につきまして、全くのめどが立たない状況にあったわけでございます。いろいろ継続審査になった理由の中にも、やはり説明が足りんのではないとか、ダイオキシンの問題も、反対の中にもいろいろございました。その中で、継続審査という結論を議会でもお出しになったというふうに思いますが、そういった中で、用地の関係者の皆様方に御迷惑をかけながら承諾をいただいていたものの、事業開始がいつになるのか、全くめどが立たない状況にあったわけですね、継続審査ということでございます。これは21年度予算ですから、3月には、継続がずうっといけば廃案になるということでございますが、そうした場合に、筑後地区での見通しが立たないわけございまして、タイムスケジュールからいまして、これはやはり25年度までに完成できないという判断のもとに白紙撤回したということでございますし、また合併特例債につきましても、今山川議員のお話は把握はしてございませぬけれども、私たちはそういう認識でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

3回です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

はい。

○3番（日下部俊雄君）

議事進行について、ちゃんと答弁がされて3回ならいいけれど、答弁がないのに回数だけ優先させるんじゃないで、質疑の中身を充実してやってください。

○議長（木一良政君）

答弁してはいますが、答弁の内容によってやります。会議規則第56条で規定によって特に発言を許すことはあります、私から。ですから、今の状況の中で答弁はしっかりしていますので。

2番 山川博己君、どうですか。今の答弁は。なっていないですか。

2番 山川博己君、特別許します。

○2番（山川博己君）

市長は、私が先ほども申し上げた総務省の見解について、把握しておられなかったということについては、市長は把握していませんでしたというお答えになっておりますので、私の質問には答えておられます。ただし、その前の総務部長の答弁は、私は25年度までに事業が完了しないと合併特例債の適用にならないのかということをお聞きしておるわけでありまして、そのことにはちゃんと答えていただいておりますので、1回分の質疑回数はミスしておるといふふうに認識しております。

○議長（木一良政君）

答弁いいですか。

○2番（山川博己君）

答弁はいいです。

で、だめですか。1回分、かみ合っていないんで。

○議長（木一良政君）

じゃあ、許します。

2番 山川博己君。

3番 日下部俊雄君、うるさいですよ。ちょっと静かにしておってください。あなたのあれじゃないですから。

○2番（山川博己君）

ちょっと前置きをしますと、議会の質疑というのは、回数の問題ではなくて、その中身がどうであったかということが私は一番大事だと思うんです。そして、質疑したことにちゃんと答えていただかない場合は、それはやっぱり回数に入れるべきではないと思いますし、あえて回数を制限して実意のある質疑をするということについては、回数の制限は私は非常に問題であるということをお聞きしておりますので、それはまず前置きしまして、ひとつお聞きしますが、先ほど市長は特例債のそういう適用については把握してなかったというふうにお答えになりましたが、この市政だより「げろ」の号外が入りましたけれども、これによりまして、白紙撤回に至った大きな原因といたしまして、こういうことが書いてあります。「地権者の皆様方にも、また地元の説明会におきまして、合併特例債をもつての建設ということで説明をしてまいりました。継続審議になったことによりまして、期限内の完成がめどが立たなくな

ったということでございまして」云々というふうにあります。これを読みますと、継続審議になったことで合併特例債の適用ができなくなったので、この筑後地区については白紙撤回をせざるを得なくなったという意味にとれるわけですが、これは合併特例債の実態をきちんと把握しておられれば、こういう撤退理由の説明というのは非常に無意味なことになるわけでありまして、これは執行部の怠慢といえますか、特例債の適用をきっちり把握しておられなかったことによる結果ということになるわけです。この特例債の適用ができなくなったので撤退せざるを得なくなったという理由につきましては訂正をしていただきたいと思いますし、こういうことによって、市民の方々に非常に特例債の適用ということに対する誤解を生じておるわけですが、そういった誤解を解く意味におきましても、この理由説明はぜひ訂正して、本当の意味の撤退理由ですね。例えば宮地の区長さんから撤回の撤回の要望書が出たと。それから、住民の方々からも 1,200 名を超える反対の署名が出たという現実もちゃんと踏まえて、本当の意味の撤退理由をきちんと説明していただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

号外の中身につきましては、12月定例会の最終日18日にこの本会議において私が述べたことを書いております。それで、先ほど言いましたように、これは言葉足らずかと思えますけれども、やはり継続審査になったことによって合併特例債が適用できないという判断をしておりますし、また継続審査されたということは、先ほど言いましたように、議会の皆さんが説明が足りないとか、また反対の中であり、ダイオキシンの問題が取り上げられておることによって継続審査されたということですが、私もこの中で地元に対する説明、また念書に対する説明が後先になったというようなことも書いてございますが、そういったことも含めまして断念するというところでございまして、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

私も山川議員の質問と関連してきますので、今ここでお尋ねをしておきますけれども、このごみ処理施設というのは本当に下呂市にとって必要不可欠な施設で、私たち議員も全員が本当にこの建設に向けて協力できることは協力しようという気持ちで臨んできました。

当初予算ですけれども、基本設計と環境アセスに対する予算が、この関係で1億800万ほど計上されましたね。これ、当初で認められたんですよ。当初で認められているにもかかわらず、12月議会、市長が最後のあいさつのところで議会が継続という判断をしたので、これではアセスにも入れない、合併特例債も使えないということで断念するということをおっしゃいまして、市政だより「げろ」の号外、1月1日号ですが、ここでもそのために市民の負担は12億もふえるんですよと、こういうふうに書いてあるんですよ。こういううまくいかなかったことの反省が議会のせいにあたかもされたような言い方、市民もこういうふうにとられている方が多いんです。議会が認めなんだもんで、市民負担が12億もふえたんや、どうしてくれるんやと、こういうことをおっしゃる方もあります。でも、ここは本当にこういう評価というんか、こういう総括の仕方でもいいのかどうなのか。ここでは本当にこの議会で、この撤回の理由のところにもきちんと書いていないですけども、特にこの号外の中身というのは、これから執

行部と議会が本当に協力して進めていかなくちゃいけないという上で、非常に市民に対して、市民が見守る中で、市民に誤解を与えていると思います。私も山川議員が言われるように、正しく市民には伝えなくちゃいけないので、例えばさっきの合併特例債の問題、本当にどうなのか。総事業費、負担する施設で 65 億ですけれども、合併特例債の適用事業はこのうちの 45 億ですね。それを充当率 95%で考えると、47 億の事業ですよ。これらがもし合併特例債が使えないとしても、合併特例債というのはほかにも使えるんじゃないですか。もうこの分を全然使わないつもりなんですか。ちょっとそこを確認しておきます。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほど言いましたように、合併特例債は合併時の新市建設計画に盛り込まれたものが適用になるというところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

10 番 吾郷孝枝さん。

○10 番（吾郷孝枝君）

新市建設計画というのは、結構大まかなものですよ。その中に、もちろんこのごみ処理施設の分で合併特例債を使うという計画は上がっていますけれども、例えば学校の耐震化だとか、それから橋を直すとか、集落間のものに使うとか、保育園の建てかえに使うとかあります。今度の計画にも上がっていますけれども、竹原、上原、白草保育園ですか、これは具体的に当初の計画には上がっていなかったのに、合併特例債を使う事業で今度上がってきています。だから、常に5年ごとに見直しをする、見直しを進めていくうちで見直しをしていく。学校の耐震化でも合併特例債で当初見込んでいたけれども、ほかの有利な交付金があったので合併特例債を減らしていますね。だからそういうことで、例えば学校の耐震化で、まだ必要でやらずにいかないところは、当初の計画ではやるということなら、そこへ特例債をもっとふやせるわけですし、道路の整備をするというのは計画に上がっていますので、こういうのにも事業をふやしていけるんじゃないかと思っておりますけれども、そのところ、どうですか。ごみ処理場に使わないから、ほかの事業には使わない、使えないということなんですか。特例債はたしか大枠でしたよね、大枠と、そして特例債事業の計画がありましたね、たしか。こういうものには使えるという。その大枠で計画を立ててこられたはずですので、そういう事業なんかに使えてくるんじゃないかと、そういうふうに思いますが、どうですか。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

吾郷議員の質問でございますが、要するに、総合計画の中の実施計画ということで事業を5年後等に計画をしていきます。第1次総合計画の後期計画を今つくっていくわけでございますが、その中で、今までもそうでございますが、合併特例債は大変有利な事業でございますので、「煌」の中で充当している事業については、先ほど言いましたように保育園の建設とか、それは大まかで、個別な事業は載っておりませんので、学校でもそうでございますが、耐震化でも。その中で、充当しているものは今までも充当しておりますし、今後につきましても充当できるものは有利な、交付税措置率が70%ということでございますので、これは充当していく考えでございます。

[挙手する者あり]

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

ですから、このごみ処理施設に合併特例債はもう使えなくなったから、この分を計算すると12億も市民負担がふえるなんてというこの論法ですね。これは本当に間違っていると思いますので、そのところもきちっと訂正していただきたいと思います。そうしないと、本当にこれから市民、そして議会、執行部が力を合わせて前に進んでいくというところを、正しく総括・反省をしないとできないと思います。

そしてもう一つ、環境アセスに入れない、こういうふうに言われておりますけれども、1億円の当初予算が認められているわけです。だから21年度の事業については、当初予算の範囲内で事業ができたんじゃないかと思いますが、どうですか。この環境アセスについては、22年度までも含めて債務負担行為という形でどんと出てきたので、債務負担行為について、議会は、来年度のことまで全部建設ありきで約束しちゃうということは、住民合意がまだ得られていないので継続ということにして、もう少し住民の声を聞きましょうという形で判断したわけですが、これが当初予算で認められておるのに、基本計画もできない、アセスも入れないということが、私はちょっとよくわからないんですけれども、この当初予算で認められた21年度の事業はできるんじゃないかと思いますが、そこをちょっと説明してください。

○議長（木一良政君）

環境部長。わかりやすく説明をお願いします。

○環境部長（栃井利夫君）

環境アセスの関係でございますが、前にも御説明申し上げたと思いますが、四季を通じまして調査をしなきゃいけないということです。当初は、おくれても1月からは冬の調査を出しまして、春、夏、秋ということで1年をかけて調査をいたしまして、その後、その調査結果をまとめましてということで、1年半近くかかるということで御説明させていただいたと思いますが、それで当初の予算には盛ってございましたが、年度内でのすべての調査ができないということで、債務負担をお願いしたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

冬、春、夏、秋ということで、四季の調査ということですね。それは説明を聞きましたし、私もそのことはわかっていますけれども、冬の調査はことしの予算に入るわけですので、冬の分の環境アセスだけでもできたんじゃないかと。いや、場所が決まらない限り、そのアセスにかかれなれないということはわかりますけれども、要するに、議会が継続にしたがためにアセスに入れませんと、この論法はのめませんよと、こういうことを私は言いたいんです。執行部としては、1年分、四季の環境アセスをまとめてやりたいということはわかりますけれども、道理から言ったら、当初予算、今年度の分、特に冬の分は入りますので、その分だけでも本当にやろうと思えばやれたはずですね。ですから、このアセスに入れないから、白紙に戻してあきらめますという論法は通じませんよということが私は言いたいんですが、どうですか、そこは。どうしてもセットでないとだめなんですか。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

今、環境部長が答弁いたしましたように、環境アセスというのは、やっぱり1年間を通じて4シーズン調査をして、その成果をもらうわけですが、一体的にそういった調査については契約する必要がございますので、冬の分だけやるというようなことは、まず普通、環境アセスの調査でやらないと思います。ですから、ワンシーズン、1年間を通じて契約をして、その成果品をもらうと。ですから、冬の分が3月までですから、年度が変わるわけですね、4月1日から。ですから、債務負担行為の設定をお願いしたということ。それが継続審査になったので、契約ができないということになりますね、1年間の。ですから、継続審査によって環境アセスはできないということを行ったんですが、基本的には地元の理解が得られておりませんので、環境アセスをやるかやらないかの問題以前の問題だということにはなるわけですが、環境アセスだけを取り上げて言えば、そういうことだということ。いわゆる債務負担行為を設定していただいて、議決をいただかないと1年間の調査が契約できないと、そういうことで御説明を申し上げたと思います。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

いろいろとお話を聞いておって、私は矛盾をずうっと感じておりました、この計画については。と申しますのは、市長が、ある全協だったと思うんですけれども、この地域で今の候補地で地権者の合意が得られたという報告があったときに、それはある意味でこれは本当に下呂市にとって重大事業で、投資は90億かかるかもしれないというような合併協議のときに数字が出ておりました。そういう中で、西上田の件があって、今の筑後地区で用地が理解してもらえたという報告があったときに、私は意見として、それは一つの大変な理解をされた、いい返事が聞けたけれども、何と言ってもその地域に関係する住民の皆様方の大方の合意が取りつけられることが一番大事ではないですかということは申し上げたという記憶があります。

しかしそういう中で、私どもは、その地域とは随分離れておりますので静かに状況を見守ったわけですが、環境部長が、たしか全員協議会の折だと思っておりますけれども、提案されたのが11月27日ですか、あのときにいろいろと、議運でもその前日か云々で議論をしたときに、この日をおいて前に進むことはできないんだという強い環境部長の説明がありました。その要因は何かというと、時間的に合併特例債で完成を見るには今しかないんだと、こういう話で、その記憶でこれは大変厳しいもんだなというふうに思いました。

ところが、それ以後住民の皆様方からいろいろな賛成の意見も要望書も出たというふうに思っておりますし、反対の意見の要望書が非常に多く出てきたというような経緯の中で、ですから議会側としては継続審査をしていく以外ないという判断で、3度の継続審査ということになってきたんじゃないかなと思います。今の号外で云々も言われているように、前提として25年度末までに完成をしなければだめだから、今ゴーサインを出せというような意向で執行部は取り組んでこられたというふうに私は理解しております。しかし、12月議会の折に、最終日に継続審査という決定が出た。そして、これは我々としては、3月の定例会まで云々ではなしに、もっと1月、2月をかけて、早い時期に議会としてもまとま

る方向を見出すべきだということを控室でも話しておったという記憶がありますが、ところがいきなり閉会のあいさつの中で、白紙撤回しますと。これはキツネにつままれたような話と受けとめて帰ったわけです。ところが号外が出て、私は撤回理由の中に、経緯の真実をすべて市民の皆様には細かく詳細に報告をされて、こういう経緯でこういうことをこういう経緯があつてやってきたけれども、今の筑後地区については撤退をしますという紳士的な号外が配布されるべきであつたらうと。そういうことが一つの足場となつて、今後この施設はどこかに必ずつくらなんのですから、市民の皆様方のいろいろな意味での関心も、そして紳士的に候補地選びについてもお知恵を借りてというような環境を私はつくるべきではないかなというふうに思っておるわけですが、これはどうしてもやっていかなければならないことなんで、市民の皆様方の理解を得る真摯な状況を、執行部としても下呂市側としても報告をし、協力を求めていくような環境をつくるべきであらうと思います。したがって、だからこうだ、ああだという議論ではなしに、しっかりとしたそういう方向を見出していくことが大事であらうと思いますし、もう1点は、合併特例債におきましても、私の知っておる範囲では、総務省の方でも、例えば来年度から新しいところがあれば、60億かかるうちの30億分の事業が進んでおれば、それは使えるんだと、その部分に対しては。そして、例えば造成費とかそういうことも聞いておりますので、今だめなら100%特例債はこの事業に使用できないということはないというふうに私も情報は得ておりますので、その辺も、どういう方法で有利な財源の確保ができるかも、執行部としてはより情報を収集されるべきではないかなと思います。それに対して御意見をいただきたいと思ひます。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

号外につきましていろいろ御意見をいただきましたが、既に私も、1月号を印刷して間に合わない状況でございましたので号外という形で出させていただきましたが、いろいろ議員さんも市民の皆さんもそれぞれに受けとめ方は違ふだろふと思ひますが、その辺、また検証してまいりたいと思ひますが、反省すべきはしなきやいかんだらうと。今までの経緯すべてについて我々も真摯に検証しながら、今後、今おっしゃいましたように、どうしてもこれはつくらなければならぬ施設、これは何度も申し上げたとおりでございますが、特に議会の皆さんと、今後のこの建設に向けての歩み方についてまた御相談を申し上げていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（木一良政君）

ほかにございませぬか。

〔挙手する者あり〕

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

今の伊藤議員の質問に、市長は反省すべきは反省して向かうと言われたんで、その言葉を信じて質問したいと思ひますが、私はこの号外とか、きょうの今までの答弁の中に、市長には反省という言葉とか、住民の合意を進めるといった、選挙のときの当初の気持ちがないのかということをおもておりました。だから、この号外については、これは市長のあいさつは自分が言ったとおりだと、こう言われたんでそうですが、この号外とかこういう広告物については決裁規定で、市長の決裁ではなくて、これは部長ですか、課長ですか、やっておられますね。この中に、改めるべき点がまずあるのかないのか。取り消すべきはまず取り消していただきたい。そういうつもりで自分の出したものを見ておられるのか、まずそのことを聞いてから始めたいと思ひます。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほど伊藤議員の御質問に答えましたように、やはり今までの経緯について反省すべき点は反省していかなきゃならないし、これからこのごみ処理施設建設に向けてどういった方向で行くか、どういった市民の皆さんの御理解を得ていくか、また用地選定についてどういった方法で行っていくか、またこれは非常にハードルが高い問題が多いかと思えますけれども、皆さんと相談しながら進めていかなければならないと思います。

また、号外につきましては、今いろいろ御意見がございましたので、1回ちょっと検証をさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

今回議論しているのは、議第131号を撤回すると、これを承認するかどうかということの中で議論をしているわけですが、本来、議第131号も1回撤回されてから出し直された議案ですし、今までに何回かこの議会でありましたけれども、一度も質疑もしないで、やはり撤回したいという意思をそのまま尊重してこの議会も今までやってきたと思うんです。なのに、なぜ今この議第131号をこういう形で、私もしゃべっているんですが、皆さんがいろいろ審議されるのかということについては、まず異例であると。なぜ異例なのかということについては、先ほど、これもこの議会になってからの初めての言葉でしたけれども、吾郷議員の答弁の中で、副市長が、基本的には地元の了解が得られていないからということをおっしゃいましたね。これは副市長ですから市長が同じ見解を持っておられるか知りませんが、私もそうだと思うんです。だから、撤回するということの、仮に12月18日でもそうですけれども、そういうふうにならなければ、号外にもそういうことを書かれていたんなら、私もその中にも反省の気持ちが込められていると思うのでこんな質疑もしませんが、しかし、この号外の中ではいろんなことがありますけれども、まず議第131号について、環境アセスメントの事業費を盛り込んだ一般会計補正予算が審議されたがということでおっしゃるんですけれども、どんな事業費が盛り込まれているんですか、議第131号には。私は、提案した人たちが議第131号ってどういう議案というふうに思っているのか、これを理解しているのか、まず伺います。

議第131号でこういう議論になってきたのは、吾郷議員も言われたように、もちろん一般会計の当初予算に共産党の議員団が反対しましたけれど、これは今の環境予算が原因ではなく、ほかのことで反対したんで、今のことについては何ら意見も言わなかった、認めてきた立場ですし、9月に補正が出たときも、私たちは市長ほか市当局を信頼して、うまくやってくれるんならそれで結構だということで賛成をしました。これもたしか全会一致だと思いますけれども、だから議会全体が何とかつくってもらいたい、こういう気持ちで来たと思うんです。ところが、そういう中で、取り組みとして、市長も言われましたが、市がやるから、あまり全部を皆さんにあけっ広げではなくてやっていくけれどもという、そのことも私たちは善意に解釈して、私はどちらかといえばあちこち飛んで行って、いろいろ話を聞きたちなんですけれども、竹原へもどこへも一回も行きませんでしたし、こういう議案が出てくるまではしませんでした。

ところが議案が出て話を聞くと、市の説明とは大違いでいろんな問題があった。これは、その時点で

は、今判断せよといえは否決しかないから継続ということで、もっと調査をすべきだと、こういうことで来たのが議会全体の考えだったと思うんです。

それともう一つ、号外の中では、「いたずらに時間が経過する」と。だから、継続することによって「いたずらに経過する」とは、一体議会の審議というのはどういうふうに思っておるのかと。これは絶対見過ごすことのできない市からの言葉だと思います。

また、合併特例債の12億円のことでいろいろ言われました。市長のあいさつの中についても、継続になったから環境アセスに入れないと言われました。しかし、環境アセスの四季というのは、1年というのは、1月1日から12月31日まで1年です。1月21日から1月20日まででも1年です。環境アセスというのはそういうことであって、1月1日でなければだめ。ですから、例えば継続審議で結果が出る、そういう中で、2月1日から1月31日まで環境アセスは十分なはず。それから、環境アセスといっても、いろいろ仕事の中で業者がぐあいが悪くなって外して変えるということもあります。しかし、私も御岳リゾートとかいろんなことで環境アセスをしてきましたけれども、そういう中で示された見解は、業者が変わったとしても前の成果物を受け継ぐと。ですから、1月31日から3月31日までやって、4月1日から12月31日までで十分成り立つわけ。要は、そのことをまとめた成果物ができるかどうか。

議第131号に戻りますけれど、議第131号は、債務負担行為をことしの4月1日以降に継続した契約をしてもいいかどうかというだけであって、今年度の予算について一切拘束するものではありません。この中に、左の財源内訳という中で、ゼロ、ゼロ、ゼロと。だから、今年度の予算は一円もこの中にないわけです。市長、そんな顔しかめてもらって、困りますよ。これ市長が提案した議案なんで。だから、なぜ議第131号を継続したら環境アセスに入れないのか、何の根拠もない。わかってもらわないと話が進んでいかないので。そうではないですか。これを提案されたのは、今契約をするものを、4月1日以降も同じ業者に一体のものとして契約したいがどうかと出ただけなんです。だから、これを分かれて契約すればそれはできることで、ただそれは不合理なんで、多少お金の節約になるかと、そういうことじゃないですか。この間の12月の議会でも、これは市の方が説明した資料です。この中で、環境アセスには2,320万を見ておったけれども、1,850万1,000円については4月1日以降になるので減額しますと。今年度分としては、669万9,000円を残しますと。だから、669万9,000円で1月から3月までの契約はできた。だから、しないのは市がしなかったんであって、継続審査のためではないはず。このことについて、そうなのか違うのか、確実にしてもらいたいと思います。

回数がありますので、一遍にします。

それから、仮に市の言い分を認めるとして、合併特例債ができないから断念すると言っておりますけれど、合併特例債がなくなっちゃならんし、合併していないところは合併特例債を使わないで処理場をつくっておるわけ。ですから、本当にこの合併特例債が期限内にできなくても断念をする理由にはならないです。だから、筑後地区で了解がとられているんなら、筑後地区で合併特例債を使わないでやらなきゃならんはずじゃないですか。ですから、やっぱり本当の理由を市民に言う、議会にも言う、こういうことでなかったら、当局と議会、市民との信頼関係というものはできないんじゃないですか。

こういうことを言うのも、結局、私たちでもそうですけれども、選挙が済んだら次の日から次の選挙が始まりますね。試合をやって、次の試合をまた迎えますね、オリンピックでも何でも。だから、なぜ今の時点で市の姿勢、取り組み、こういうことを正さなければならんかということは、仮に次のことに向かうにしても、今が出発点で、これから向かっていくということだからです。そういう中で、やは

り私は、先ほど副市長が言われたこと、それが本当ではないかと思うんですけれども、市長の口から、本当の理由は何だったのか、ここに書いてあるようなことなのか、それとも地元の理解、住民合意、こういうものができていないから断念したのか、そこを明確に答えていただきたいと思います。

そういういろんな問題があると思うんですけど、特に今度の取り組みについては、今までの取り組みが、市の職員が大勢いろんなところへ行ったり、また議員もいろいろ出たりして、そして情報が漏れたり、それでごちゃごちゃになってだめになってしまった。だから今度は、部長と特命理事2人に任せてやると、こういうことがされてきましたね。そういうことでなかったんですか。少なくとも現地で指揮をした理事については、そういうことを自分の口からしゃべっているし、自分は市長の命によって、部長の上の立場で、部長を指導する立場、こういうことでしゃべったり、あるいは市長についても自分は指図する立場だと。こういうことをしゃべることによって、初め協力するようなつもりであった人たちでも、これでは一体どういうことなのかと不信を買って、そうして市に疑問を抱くようになった。

また、私、小坂町町区ですけど、町区の区費というのは、私たち自分たちで決めてやっております。それを、区費を半分にするといい職員が回るとか、あるいは今までの審議の中でも、職員が住民を賛成・反対に色分けをする。署名をチェックして、何人ダブっている、こういうことまでやっていた。こういうことでは、本当に市民を信頼し、議会を信頼して一緒に取り組むのか、こういうものをはなから反対者というふうに位置づけてやるのか。これは市の姿勢としてとても信頼されるものではありません。そういうことについて今後どうされるのか、一体その理事にはどういう辞令を下して、どういうことを指示してやらせていたのか。だから、いろんなことが市長の指示でやったことなのか、暴走して勝手にやったことなのか、このことを明確にいただきたいと思います。

いろいろありますが、それぞれ答えてください。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

私の方からは、債務負担行為の関係についてお答えをいたしますが、やっぱり環境アセスメントの調査といいますと、基本的には、ある業者に対して1年間のシーズンについて個々の気候条件とか、そういうものはどうかということをお願いするわけですから、1月から3月までだけを切ってお願ひするということは、まず普通あり得ないと思います。それでも、1月から3月までしか今予算がないので、この期間だけでもやってくれるかと言って相手が受けてくれれば、それはあると思いますけれども、まず一般的にはそういうのはあり得ませんので、債務負担行為をお願いしたと。債務負担行為に基づいて1年間を契約するために発注したいということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

今までの竹原地区での筑後地区での話でありますけれども、繰り返しになりますけれども、一昨年、竹原地区から出されました反対要望を撤回していただいたのが去年の5月の終わりだったかと思いますが、その中で、環境部職員、また理事に対しまして、筑後地区で向かっていくんだということで、説明会を始めさせていただきながら、また地権者の皆様方への説明を指示してきました。ですから、先ほど理事がどう言った、こう言ったということにつきましては、私は直接聞いておりませんので、その発言はちょっとわかりかねるところがございましてけれども、いずれにいたしましても私が指示した、用地

交渉もそうありますが、また説明会についても環境部と一緒に説明するよということ、私が指示しております。

それから号外の中身のことを言われましたが、先ほどどなたかの質問にも答えましたように、検証していきたいと考えております。

今、環境アセスについては副市長が答弁したとおりでございます。ただ、後先になりますが、竹原・筑後地区については、そういった環境アセスに入っていくという判断のもとに断念したということでございますので、よろしくをお願いします。

〔だから、入れない理由を……〕と3番議員の声あり〕

入れない理由といいますのは、先ほども申しましたように、私の方は合併特例債の期限内にやってくんだという説明を地元の皆様方にもしてまいりましたし、議会の皆さんにもそういったタイムスケジュールを説明してきたところであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市長は、この号外の手いてあることは私の言ったとおりということ、私は直接聞いていないので、これを読んで市長がこういうことを言われたのかなと思うんですけど、市長は、継続審査になったので環境アセスに入れないと。議会のせいで入れないと、はっきり言うておるんですよ。ほかにどうとりますか。副市長は、地元の合意を得られていないからできないと。そうすると、副市長は勝手に言ったけれども、市長は違うと、こういうことなんですか。だから、そこを明確にしてもらいたいのと、それから市長、首をかしげておったけれども、この議第131号というのはどういう議案なのか。何を議会に出したのか。提案者本人ですから、明確に説明してください。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

この債務負担行為、これは今年度1月から環境アセスに入っていく、これが年度内に完成しないから繰り越してやっていけるように、そういったことで提案を申し上げたということでございます。

それから理由ですね。これは先ほどもお答えしましたように、どなたかの質問にあったかと思いますが、継続審査になった理由の中に、やはり私もここに書いてございますように、地元説明、また念書に対する説明等が後先になったということが、議会の皆さんがこれではまだまだ地元の合意が得られておらないという判断をされたのではないかと、されたんでしょうと思います。ダイオキシンに対する心配もあった。反対する中で、反対者の中にはダイオキシンのことについて御心配なことが大分あったわけですね。そういうことを踏まえられて継続審査にされたということですから、これは言葉足らずかもしれませんが、副市長の言ったことと別に矛盾はないと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市長、言葉のニュアンスが少しずつ変わってきておりますが、下呂市の代表ですので、はっきりと言ってください。市長の言葉の中には、議会が、住民の合意が得られていないから賛成できなくて継続に

したという、そういうことを踏まえてというようなことも言われたし、市長の言ったことと矛盾はしないということも言われた。ということは、市長自身も合意が得られていないと。例えば、地権者の承諾といっても、私が一番最初に聞いたときは、11月2日の市長の説明で、全協でしたけれども、地権者から文書でもって建設の内諾の合意が得られたということで、よかったなあということで私たち議員団でも話をしたけれども、初めそういう受け取り方でした。ところが、今の議第131号が付託になっている中で、中島新吾議員が、これは会議録で私見ましたけれども、合意を得たというのはどういう合意を得たのかといたら、これは測量だけの合意を得たという答弁があったんで、そうすると一番最初に言われた建設についてとか、用地についての内諾とは全く違うものであると。そして、その後いろんな方たちと話をする中でも、理事たちと話をした当事者の方たちでも、私たちは測量だけの話であって、建設はまた別だということを念をついたというような中で、結局何らそういう根拠がなかったということが明らかになってきているんじゃないですか。

また、これも理事の言葉によれば、地元の区長も一枚かんでもらっておるという言い方をしているけれども、確かに住民の代表ではあるけれども、区長だけを懐柔して物事を進めるというやり方に問題があり、また住民の反発もあった。その区長からでも、最後にまた反対の要望書が出てくるというような事態。市長は何度も、これは区長であっても個人だ個人だと言われるけれども、個人だというなら、一番最初の撤回とかしてもらったというの、個人に撤回してもらったということになってしまうので、そういう論法は成り立たんと思うんですけども、そういう事態に市長は素直にそのことが理由だと言われるのならいいけれど、これはあくまでも議会のせいであることを言っておられるんじゃないですか。そういう状態では、今後議会としての正常な関係というのは築けないのではないですか。

また、市民に対しても、市民に物事を知らせないでやっていく。これも理事の言葉によれば、適当にうそを言っておけと。そういうことを言われたから私は不信をもらいましたというのを、そういう方からわざわざ文書までつくられて、私に説明された方もあります。だから、理事に合うたびに不信が募って行って、本当は私はやってもらいたい立場だけけど、これでは下呂市がめっちゃめっちゃになると思って、これには賛成できないと最後に思うようになったと、こういうことも言っておられます。ですから、市の行政というのは、すべてここにおられる部長方をトップとして職員が働いて住民に接するわけで、その職員の評価とか、職員がやっていることを市長がどう把握しているのか、こういうことが非常に大事なのではないですか。特に今回はそういう局面が出たと思います。特に、理事の辞令を出してやらせた、そういう中には、私もちょっと確認をしてみました。下呂市の事業は、すべてこの下呂市の条例規則によってやられている。こういうことは、市長・副市長も酸っぱいほど何回も言っておられますね、ことはいろんなことがあって。その中で、下呂市の決裁規定で、理事というのはどういう決裁権があるの。これは、第6条は専決事務のことについてです。専決事務について、「ただし」というただし書きの後に、「理事及び参事の市長から特に命じられた事項については、決裁権者の課長を理事及び参事と読みかえるものとする」と。だから、今後の仕事の進め方についても、理事を特命したのであれば、栃井部長のもとで栃井部長の指示に従って、そのことに専念させるというのが下呂市の行政としてのやり方ではないですか。ところが関係者に話を聞くと、特命理事が仕切って、部長が補佐をします。こんなことで市民から信頼が得られますか。これが、現場で理事が暴走して勝手にやったのか、市長・副市長がどういうことを命じたのか、このことも明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

決裁権限で申しますと、理事には決裁権限は特にございません。ですから、部長と協議したり、あるいは市長の指示を受けて仕事をやるという形であろうと思います。

〔「市長、撤回の理由です」と3番議員の声あり〕

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

白紙撤回の理由であります。先ほど言うておりますように、この補正予算が継続審査になったということですが、先ほど言いましたように、継続審査にされた理由の中に、私の説明が足りなかった。それからまた、覚書についての説明も後先になったということもここに認めておると。ここに書いてございます。言葉の中で言うておるわけですね。ですから、私はそういった宮地地区の皆様方について説明が足りなかったということ認めておるわけでございますので、御理解いただきたいと思いません。だから、それも撤回理由の一つであるということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市長は市長なんですから、責任者として明確な答弁をしてください。

地元の理解を得られなかったのは、撤回した理由の中のうちの一つですか。そのことが理由ではないんですか。環境アセスのことについては副市長も言われましたけれども、一般的にはそういうものだと思っておるんですか。住民の合意があれば1年間一体にして契約すべきものと。しかし、今回そういうものがとれていない中で、環境アセスの中に入れませんが、私は理由にならないということ言っているんです。できたことを自分で勝手にやらなかったんだから。そうではないですか。それが、議第131号は何かということ言っているんです。だから、市長が本当の理由は住民合意がとれていない、そのことがわかったからということが、どうしてはっきり言えないんですか。そういうことが言えないようでは、今後の一歩というのはもう始まらないと。そんないいかげんなことで、次のことをどうやって進めていくんですか。

今の理事の、例えば署名のチェックをしましたね。あれは市長・副市長が指示してやらせたのか、あるいは部長が指示して理事にやらせたのか、理事が勝手にやったのか。また、署名をチェックしたということ、市長・副市長がいつ知ったのか。知った時点でそのことについて、これは悪いことだと言ったのか、いいことだと言ったのか。これは憲法の基本的人権に触れる問題ですよ。そういう認識はないですか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほど言いましたように、債務負担行為が継続審議になった。先ほど副市長が説明しましたように、この1月から入っていけなくなったというのも理由でありますし、また説明が足りなかったということも認めておるわけありますから。

ということと、それから今の署名のことにつきましては、反対がどうの賛成がどうのということについて、私の方からは指示してはおりません。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

署名をチェックしたと言われましたけれども、別に理事もチェックしたというふうには言ったとは思いません。私ももちろん指示はしておりませんし、たまたま署名が上がってきたものを扱っている段階で、反対の意味の方にも賛成の意味の方にも同じ名前の人があると言っただけの話で、わざわざチェックしておかしいとか何とかというようなことは、そういうニュアンスの意味にとられたかもしれませんが、わざわざそういうことを掘り立ててチェックしたということではないと、私は思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

市長・副市長は、予算特別委員会におられたんじゃないですか、欠席でしたか。いましたでしょう。その中で、理事が賛成が何人、反対が何人、何人がダブっていると、明確に言ったじゃないですか。それは、重複している者があると思ったとか、そんな話じゃないですよ。一つ一つやる、それから何世帯ということも言っておりますよ。こんなこと、住民票と照らしてやらなかったら、できんはずやないですか。だって、だれがどこの世帯なんてことは、何世帯ということがどうして出るんですか。

〔発言する者あり〕

名前がどこに書いてあったって、それが同じ世帯かどうかなんていうことは。

議長、こういうことをしらを切るような中で、議長からもちゃんとまじめに答弁をするように指示してもらえませんか。

下呂市が憲法とか、人権とか、民主主義とか、そういうことを無視しておって、一体何が始まるんですか。

○議長（木一良政君）

副市長。

○副市長（金山鎮雄君）

それは、見た段階でそういうダブりがあるということと言っただけで、それが特に、その名前が両方に載っておるということを言ったのみで、人権の侵害だとは思っておりません。

○議長（木一良政君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

先ほどの質問のときに一緒に聞けませんでしたので、もう1点聞きますが、本当に大事なものは、これからどうしていくか。それには、今までのやり方がよかったのか悪かったのか。市長が白紙撤回をされると言われた。なぜそうせざるを得なかったのかというところですが、やっぱりこれは今までの取り組みに大いに反省するところがあるんじゃないか。今までの取り組みが間違っていたんじゃないか。今、日下部議員も言われましたけれども、地元の理解、合意が十分とられていなかったということですが、私はこれだけじゃないと思うんです。賛成をしていただいた、同意をしていただいた方々にも、執行部のやり方に対して不信感が生まれてきた。そういうことがいろんなことで多々あったと思います。それは、

市の方もきちんと反省をして、どこが悪かったんやと、どうして信頼してもらえなかったんや、そういうところをしっかりと反省しないと、次に進めないと思います。

ここでちょっと具体的にお尋ねをいたしますが、12月19、20日の豪雪、あの大雪ですね。この筑後地区というのは本当に大変なところで、奥の2軒のうちの人は、あの雪の中、朝出勤できない状態。勤めにも行けない。本当に細い道を除雪なんかどうされたのかしらんと思って、私は本当に心配したんですが、市長は、ここの号外のところでもちょっと書いてみえますけど、地元の地権者や地元の方には本当に御迷惑をかけた、苦しい思いもさせたと、こういうふうな思いはあると思いますが、12月20日のあの雪のこと、筑後地区のことをどう考え、どう手を打たれたか、そこをちょっとお尋ねします。心配をされたかどうか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

今後につきましては、やはり先ほど伊藤議員の質問にもお答えしましたように、やはり皆さんとどういった方向で建設を進めていくかという話し合いを当然していかなければならない。そして、今言われましたように、やはり反省すべき点はしていかなければならない。例えば、地権者の皆さんに了解を得るのに、大変微妙な問題というか、こういう用地交渉といいますか、そういった中で、大変微妙なものがあると思いますね。どこへ行ってもこれは一緒だと思うんですが、そういった中で、そういった方法、また地元の皆さんに説明をするにはどういった方法がベストであるかというようなことも御相談していきたいと思っております。

それから18日、議会の最終日は大変雪が降っておりました。議会終了後、私ども、地権者の皆様方に、その日は全員とはいきませんでしたけれどもお断りをしてまいりました。そしてその後、これは下呂市全域に大雪が降っておったわけでありまして、私どもの配慮としては特にしていませんでしたけれども、聞くところによりますと、宮地地区の皆さんが筑後へ行って雪かきをしていただいたと、応援していただいたというようなお話を承っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

私も地元の方にお話を聞きましたけれども、あそこにごみ処理施設をつくることに反対をしている方たちが行って、雪かきをされた。市の方は知らん顔やった。本当にあそこに住んでいる方が、市はということやと非常に不満を漏らしてみえました。ああいうときに、一番大変だったのは12月20日ですね。そのときに、やっぱり大丈夫かと声の一つもかけて、あなたたちには本当に心配をかけましたと、市の迷惑をかけた地元に対する配慮、それが信頼を生んでいくんだと思いますが、そこが欠けておったと思います。市長もあそこの地区には行かれたと思いますけれども、本当に谷を渡る橋なんかにも壊れそうですよね。何十年前につくったか、一応コンクリートの橋でしたけれども、ぼろぼろですね。狭くてぼろぼろ、道も狭い。そして、簡易水道も引かれていない。谷水を使い、水が足りないときはポンプでくみ上げる。そして、電気料も非常にかかる、故障もすると。本当に大変な思いで生活してみえます。そういうことが本当に今度のことでもよくわかったわけですので、今後、また地元の方だとか市民の信頼関係を取り戻していかないかんと思うんですね。本当にそういう点では、いろんな面で手厚い配慮がぜひ必要だと思いますが、どう考えてみえるかちょっとお尋ねします。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

今、吾郷議員がおっしゃいましたように、そういったインフラ整備がおくれております。簡水もない、また下水も行っておらないといったような状況でありますし、そういったことについては私も理解しております。そういった中で、私どももこの議会後に、先ほど言いましたようにお断りしてきたわけですが、やはり皆様方に大変御迷惑をかけたということで、何らかの配慮をしなければいけないということは、私ども執行部の方でも話をしておったところではありますが、たまたま1月に入りましてから宮地区長さんから要望が何点か出てございますので、新年度予算になるかわかりませんが、できるだけの配慮をしたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

随分いろんな意見が出てまいりました。そういう中で、やはり私がきょう感じましたことは、執行部で事実を市民の皆さんに詳細に報告していただくということが、下呂市だよりでも何でもいいですが、号外をまた出されてもいいし、とにかくこれは市民の理解を得ることが、まずここで信頼関係をつくらないと、次のステップへ進んでいけないと思いますので、どうかそういう意味で、一つのこういう結論が出たということは事実なので、しっかりこれから始めていくためにも、市民の皆さんのこういうことだという理解を得るような情報提供をしっかりしていただくという約束をまずしたいいただきたい。いかがですか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほども申し上げましたように、号外につきましても検証していきたいと考えておりますし、また今後の進め方につきましても、議会の皆さんと相談していくということで、また市民の皆さんにも当然情報提供をしなければなりません。ということで、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

ですから、先ほどから日下部議員も言ってみえましたが、要は、議会が継続審議にしたのではなしに、地元の反対と理解が十分得られる見通しが立たんようになったで、この地域から撤退せざるを得なんだ、これが私は本音やと思う。ですから、用地交渉も始まったということも聞いておりますが、だから今吾郷議員がそのことに対してしっかりとフォローはしてやらないかんですよと、御迷惑かけた点については、ということだろうと。しかし、関係住民の皆様方の理解がなかなか得られていく状況になってこうなんだと。まして、地元の区長さんが白紙撤回をしてほしいというような要望書が出てきたと。こういうことを踏まえて総合判断をして、議会もそういうことを踏まえて慎重審議してきた。その結果をもって、最後のあいさつになったのではないかな。ですから、そのことを市民に知らしめていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

6番 松井旬子さん。

○6番（松井旬子君）

いろいろ今話を聞いておりましたが、市民の方の意見としては、おまえたちが継続審査にしたもので、これはだめになったと。これをそのまま言われる方と、それからいろいろ考えがあつて、市長は自分の意思じゃなくて、これは議会の責任にしたのかとか、それぞれとり方あるんですけども、要は市民に言わせると、この号外ですけども、議会も市長も、特に継続審査になったと。市民にとっては、責任を人に押しついたりなすり合いばかりしておるんじゃないし、もうちょっと市民のことを考えて、これは絶対合併特例債がなくてもつukらないかんし、12億円なんて書いてあるけれども、市民にとっては、いろんなたくさんの方の市民の多くの意見は、要はとても不安やと。12億かかると書いてあるで不安やもんで、とにかく市長とか議員が人に責任のなすり合いをするんじゃないで、これからどうやっていくのかと、そういうこれからのことを考えてほしい。いろいろありましたけれども、特にお願いしたいのは、さっき吾郷議員とか日下部議員も言われましたけれども、私も聞いておりますけれども、次に進むために、竹原へ行っているような問題点を、理事と部長の方が、日下部議員が言われたように、市長は知ってみえるかどうか知りませんが、とにかくおれたち3人が権限をもらって、議員にしゃべると話が漏れるで失敗するもんで、とにかくないしょにしておくと何回も言われて、マインドコントロールされたくらい、その地権者の方か何か知らんけれども、そういうことを言ってみえるそうです。とにかく内緒にしておくと、そこにも問題があつたし、内緒じゃなくて、今伊藤議員が言われたみたいに、情報公開。市長が最初に所信表明でも市民協働とか言ってみえますが、そういうやり方で、よそでは情報公開をして市民と協働でやってみえるし、そうやって隠せ隠せで隠したりすることにも問題があつたし、それから竹原地区の人の話を聞かなかつたことも、いろいろな原因があるので、そこを私、21日に市民会館にたくさんの方が見えて、市長が結論を出された後でしたけれども、議員は8人しか出席しませんでしたけれども、その中でも、何で聞きに来たかという、結論は市長が出されましたけれども、何が失敗だったかということ、竹原地区の人の話を聞くことによって、ただただやんちゃで反対されただけでないということもわかりましたし、ああいう中に、私もメモしておりますけど、今言うと1時間ぐらいかかりますけれども、いろんなことで、本当に次の段階に行くのに大変竹原の方は勉強してみえて、先ほど言われたダイオキシンがどうのこうのというのはその中の理由の一つであつて、本当の理由は、やっぱり誠意がなかった、いろんな問題があるんです。だから、その辺をよくよく反省をして、まず次の段階をどうするか。それで、責任のなすり合いはしないで、みんなでやっていくべきでないかなということを思いますので、どうですか。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

吾郷議員にも、また伊藤議員にもお答えしたとおりでございまして、やはり今までの手法について検証して、私の反省すべきはしながら、次に進むには、やはりまず議会の皆さんの御理解が要りますし、また市民の皆さんにもやはり情報公開というのは大切だというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

18番 山下一彦君。

○18番（山下一彦君）

全く技術的な質問でございますが、先ほど2番議員の山川議員が総務省の方へ問い合わせをされて、合併特例債というものが、25年度まではその事業の工程で使われて、その後はまた違ういろいろなもので使われるということでしたが、それを了というような答弁をいただいていたということでした。

そこで総務部長、こういうことを、先ほど市長さんは、これについてはわからないというようなことでしたので、ぜひ総務省の方からのしっかりしたお返事をまた議員の方々にも教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。総務部長の方から。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

総務部財政担当等を預かっておる者として、今回の計画については、市長が不退転の決意で平成25年中の完了を目指して進められたということで、その中で財源計画を作成しておったところで、それ以外の想定をなかなか確認をするのがおくれたということで、今山川議員が総務省にも聞かれたということで、そこら辺をうちの方でも県を通して確認しながら、一番有利な今後の建設計画には財源を充当していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

18番 山下一彦君。

○18番（山下一彦君）

総務部長が今言われましたように、今後しっかりと確認していただくということを希望しておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 奥田重後君。

○8番（奥田重後君）

私、3回でとめられたもんですから、市長に一言だけちょっと要望というか、お願いをしておくわけですが、きょうのこの撤回の議案なんか、本当は従来ですと一、二分で解決する議案でないかと思うんですが、こうした白熱した意見が出るのはいろいろ問題があって、結果としてこういうことになったわけなんですけど、市長は、昨年度から候補地の選考に向かって、ある地区へは背水の陣で向かう、またはこの本会議で心を鬼にしてやるというようなことを言われたわけですが、その気持ちも大事なんですけれども、本当にそういう意気込みの中でリーダーシップとして立ち向かっていかれたのか、いろいろ聞いておるとやっぱり地元へまだなかなか説明不足があったというようなことがありますから、できたことはできたで、これをまた白紙に戻したということですから、第2のスタートが切られるわけですから、ぜひそういう意気込みの中でリーダーシップを発揮していただきたいということをお願いしておきます。

○議長（木一良政君）

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 日下部俊雄君。内容は。

○3番（日下部俊雄君）

採決をする前に、自分でも整理したいと思いますので、休憩をとっていただきたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（木一良政君）

賛成者がありますので、この動議は成立しました。

休憩の動議を議題として、採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数によって、動議は可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、館内放送をもってお知らせいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（木一良政君）

再開します。

お諮りいたします。休憩前に説明をいただきました議第131号 平成21年度下呂市一般会計補正予算撤回の件については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第131号 平成21年度下呂市一般会計補正予算撤回の件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

次に原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

3番 日下部俊雄。

議第131号の議案撤回請求に対する同意について、この休憩中に我が会派で相談をいたしました。個人的にはいろいろな意見がありますが、これは同意すべきものであろうということになり、この撤回請求に同意をしたいと思います。ただ、私たち共産党会派では、この議第131号が出たときに、というか、このときはまだ一般会計、ほかの予算と一体でありましたけれども、この問題をどうとらえるのかということについて、今までは全般的に処理場ということで賛成をしてきたけれども、どこかに場所を決めて特定をして進まなければならない。そのことが、今までの市のやり方は、議会とかに十分説明するこ

となく、市だけで既に県との協議へ、例えば農業の予算であれば東海農政局、そういうことが全部済んでしまってから予算に出されてくる。そこでいろんな意見があっても、なかなかこれは通さざるを得ないというようなことで、議会の審議も十分でなかった。今度のごみ処理場については、私たち会派では、この一般会計補正予算が今年度の事業には何ら影響を及ぼすものではないこと、債務負担行為のみであることであるから、もし私たちの考えが十分でなくても、市の方でやる気があるのなら、そのことを何も束縛しない事業であること。そういうことであるから、この議第 131 号をもって、筑後でいいか悪いかと、そういうことについての問題を私たちは審議したいということで、提供し、やってきました。ほかの議員の方もそれに同調して、このことについて総合的な議論がされたと思っております。そういうことで、今回のこの議案撤回の審議については、議長の配慮のもと、異例のいろんな意見があって審議がされました。その中で、市長も反省の言葉を口にされ、皆さんが問題にされた号外についても、これを検証されるということも言われました。そして、今が次の処理場用地を決め、建設に向かう第一歩ということで、本当に住民の立場、住民を大事にする立場、市民とともに歩む立場、そういうことで真摯に向かわれることを期待して、同意の言葉とします。

○議長（木一良政君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第 131 号 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算撤回の件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 131 号の撤回の件は、承認することに決定いたしました。

◎議第 1 号から議第 3 号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

日程第 5、議第 1 号 竹原財産区有財産の譲与について、日程第 6、議第 2 号 上原財産区有財産の譲与について、日程第 7、議第 3 号 中原財産区有財産の譲与について、以上 3 件を一括議題といたします。

議第 1 号から議第 3 号について提案説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（細江義和君）

それでは提案説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお願いします。

議第 1 号 竹原財産区有財産の譲与について。次のとおり竹原財産区有財産を譲与する。

1. 譲与する財産。(1)土地及び立木、所在地、下呂市宮地字炭ガマ 2223 番 101 ほか 10 筆。地目、山林ほか。総面積、9 万 7,389 平米。所在地、地目及び公簿地積の詳細は別紙のとおりです。立木推定蓄積量、3,195 立米。(2)出資証券、出資先、南ひだ森林組合。出資金額、5 万 2,000 円。
2. 譲与する相手方、地縁法人竹原財産区。
3. 譲与の時期、平成 22 年 3 月 31 日。

4. 譲与する理由、竹原財産区有財産の管理運営を認可地縁団体「地縁法人竹原財産区」に移管することに伴い、竹原財産区有財産を地縁法人竹原財産区へ譲与するものです。

平成 22 年 1 月 22 日提出、下呂市長。

提案理由といたしましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものです。

譲与する土地の詳細につきましては、2 ページをごらんください。

なお、財産の譲与につきましては、地方自治法第 206 条の 2 第 1 項に基づき、地縁法人竹原財産区がその地域の地縁による団体として認可されましたので、竹原財産区の管理運営を移管し、土地・財産を譲与するものです。また、基金及び余剰金につきましては、平成 22 年 3 月末までに基金の取り崩し、事業の清算などを行い、地縁法人竹原財産区に引き渡しする予定にしております。

次に 3 ページをお願いします。

議第 2 号 上原財産区有財産の譲与について。次のとおり上原財産区有財産を譲与する。

1. 譲与する財産。(1)土地及び立木、所在地、下呂市門和佐字宮ケ洞 5140 番ほか 4 筆。地目、山林。総面積、54 万 3,474 平米。所在地、地目及び公簿地積の詳細は別紙のとおりです。立木推定蓄積量、1 万 2,018 立米。(2)出資証券、出資先、南ひだ森林組合。出資金額、12 万円。

2. 譲与する相手方、地縁法人上原財産区。

3. 譲与の時期、平成 22 年 3 月 31 日。

4. 譲与する理由、上原財産区有財産の管理運営を認可地縁団体「地縁法人上原財産区」に移管することに伴い、上原財産区有財産を地縁法人上原財産区へ譲与するものです。

平成 22 年 1 月 22 日提出、下呂市長。

提案理由につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものです。

譲与する土地の詳細につきましては、4 ページをごらんください。

なお、認可地縁団体及び基金等の説明につきましては、議第 1 号と同様でございます。

5 ページをお願いします。

議第 3 号 中原財産区有財産の譲与について。次のとおり中原財産区有財産を譲与する。

1. 譲与する財産。(1)土地及び立木、所在地、下呂市火打字北里 127 番 1 ほか 95 筆。地目、山林ほか。総面積、684 万 1,999.00 平米。所在地、地目及び公簿地積の詳細は別紙のとおりです。立木推定蓄積量、5 万 4,281 立米。(2)出資証券、出資先、南ひだ森林組合。出資金額、54 万 1,000 円。

2. 譲与する相手方、地縁法人中原財産区。

3. 譲与の時期、平成 22 年 3 月 31 日。

4. 譲与する理由、中原財産区有財産の管理運営を認可地縁団体「地縁法人中原財産区」に移管することに伴い、中原財産区有財産を地縁法人中原財産区へ譲与するものです。

平成 22 年 1 月 22 日提出、下呂市長。

提案理由につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものです。

譲与する土地の詳細につきましては、6 ページ、7 ページ、8 ページをごらんください。

なお、認可地縁団体及び基金等の説明につきましては、議第 1 号及び第 2 号と同様でございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（木一良政君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番 (中島達也君)

少しわからない点がございますので、これで今回の3議案が議会承認されれば、金山の3財産区と合わせて、今まで特別会計で審議された七つの財産区のうち6財産区が法人化になるということで、残る下呂財産区が今どのようなになっているかということをお聞きしたいことと、それとちょっとこの辺がわからないのですが、基金がそれぞれにあると思うんですが、この扱いがどうなるのかということと、また法人化になれば、固定資産だとか法人税というのが発生すると思うんですが、この辺が減免があるのか。この3点、ちょっとお聞かせください。

○議長 (木一良政君)

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長 (細江義和君)

一つ残りました下呂財産区についてですが、この議案を上程する際に、財産区の財産を移管する際には、下呂市の条例によりまして管理会の同意ということが必要になってきております。下呂財産区につきましても、ほかの旧下呂町でいいます3財産区と同じような形で説明をさせていただいておりましたが、今回につきましては今年度をもってということで説明をさせていただいておりますので、その辺については、下呂の管理会としては今同意ができないということで、今回は同意をいただいておりますので、今回は上程はさせていなかったということですが、引き続き説明等をしながら事務を進めていきたいというふうに思っております。

それから基金につきましては、金山も含めて、3月29日だったと思いますけれども、満期になりますので、そこで取り崩しまして一般会計の方へ繰り入れして清算するということになっております。

○議長 (木一良政君)

市民部長。

○市民部長 (今井隆夫君)

それでは、税の関係について御説明申し上げます。

12月の定例会にも、地縁団体の税につきまして税条例の改正でちょっと御説明しましたが、平成20年12月1日から施行されました公益社団法人及び公益財団法人等の認定に関する法律の中で、地域社会の健全な発展を目的とする事業が上げられたことによりまして、認可地縁団体を公益を目的とする事業を行う法人と認定しまして、固定資産税につきましては減免を行うというふうに条例改正をしました。具体的に申し上げますと、有料で貸し付けている資産については固定資産税がかかります。それ以外につきましては、減免申請を出していただいて減免をさせていただくと。それから、法人税につきましては、例えば土地を貸してみえて、多額の地代が入ると。それによって利益が生じる場合につきましては、法人税の均等割及び法人税割がかかりますけれども、利益が出ない場合は減免の対象となります。そういうことから、減免申請を出していただいて、減免をしていただくということになります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長 (木一良政君)

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

ありがとうございました。下呂財産区についても、今後話し合いを持たれて、そういう方向に向かうということで、了解をいたしました。一応、下呂財産区の場合は6,800万ぐらいの基金があるということで、その辺の取り扱いでちょっと問題があるのかなということを自分でもちょっと感じたんですが、引き続きお願いしたいと思います。

あと、法人化に伴う登記業務だとか、設置のそういう経費なんかがかかると思うんですが、その辺はどういうふうに扱われるのかということと、法人化になれば、例えば国の補助金制度というんですかね、要は財産区の今までの伐採事業だとか、そういったことについて対象になるのか。その点だけちょっと確認して、終わります。

○議長（木一良政君）

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（細江義和君）

登記業務につきましては、各財産区から地縁法人へということになりますが、3月31日に嘱託登記といえますか、市の方で登記をするようにしておりますし、ただその際に、登録免許税というのがどうしてもかかりますので、これはたしか評価額の2%だったと思いますけれども、それにつきましては財産区の方で出していただくということで説明もさせてもらっております。

○議長（木一良政君）

農林部長。

○農林部長（田口守彦君）

事業の補助金でございますが、地縁法人になりましても補助金が出ますので、よろしく願いいたします。

○議長（木一良政君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第1号から議第3号までの上程3議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第1号から議第3号までの上程3議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第1号 竹原財産区有財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第1号については、原案のとおり可決されました。

議第2号 上原財産区有財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第2号については、原案のとおり可決されました。

議第3号 中原財産区有財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第3号については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（木一良政君）

これをもちまして本臨時会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって、平成22年第1回下呂市議会臨時議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時20分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年1月22日

議 長 木 一 良 政

署名議員 1番 今 井 政 嘉

署名議員 2番 山 川 博 己